

渡良瀬遊水地の
ラムサール条約湿地登録に関する陳情書

陳情者

栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号

浅野正富法律事務所内

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会

代表 楠 通 昭

平成22年8月25日

小山市議会議長 石 渡 丈 夫 殿

陳情者

栃木県小山市神鳥谷1丁目6番19号

浅野正富法律事務所内

渡良瀬遊水池をラムサール条約登録地にする会

代表 楠 通 昭



渡良瀬遊水池のラムサール条約湿地登録に関する陳情

1 陳情の趣旨

渡良瀬遊水池のラムサール条約湿地登録に関する意見書（意見書案は別紙のとおり）を採択し、地方自治法第99条に基づき内閣総理大臣、環境大臣、国土交通大臣に提出することを陳情致します。

2 陳情の理由

平成19年11月に策定されたわが国の「第三次生物多様性国家戦略」では、平成24年に開催されるラムサール条約第11回締約国会議（COP11）までにラムサール条約湿地10か所の新規登録が目標とされました。平成20年に開催されたラムサールCOP10で4か所登録されましたので、COP11までに少なくとも6か所が新規登録されることとなります。平成22年3月に策定された「生物多様性国家戦略2010」にもその旨明記されています。

環境省は、ラムサール条約湿地候補地検討会を設置して、ラムサール条約湿地の潜在候補地の選定作業を進めておりましたが、平成22年8月24日に開催された最終検討会において、ラムサール条約湿地の潜在候補地として全国192か所の湿地が選定され、9月に環境省より正式に公表されます。この潜在候補地の中からCOP11までに登録するための具体的な候補地が絞り込まれ、最終的に少なくとも6か所の候補地について登録手続が行われることとなります。

今般、ラムサール条約湿地候補地検討会によって、渡良瀬遊水池がこの192か所の潜在候補地の一つに選定されました。渡良瀬遊水池は、栃木、茨城、

群馬、埼玉の4県にまたがり、小山市はじめ、栃木市、野木町、古河市、板倉町、加須市の4市2町に所在する日本最大の遊水地です。本州以南最大のヨシ原を擁する関東地方を代表する低層湿原で、トネハナヤスリ、タチスミレ等環境省レッドリスト掲載種約50種を含む700種の植物や昆虫、鳥類の数多くの絶滅危惧種が生息し、チュウヒをはじめとする猛禽類の日本有数の越冬地で、また、8月下旬から9月上旬にかけては南方に渡るツバメ類が10万羽も飛来するという、日本を代表する生物多様性のホットスポットの一つです。

渡良瀬遊水地については、国土交通省利根川上流河川事務所が設置した渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会が平成22年3月に渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画を策定しており、今後、遊水地本来の機能である治水と生物多様性に恵まれた湿地生態系の保全・再生を両立させたモデル事業が実施され、ラムサール条約の目指す湿地の賢明な利用が実現されていくこととなります。

平成22年10月には名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）が開催され、生物多様性の損失を食い止めるための緊急行動や戦略、数値目標を定めたポスト2010年目標が採択されることが予定されています。このCBD-COP10を前に9月の国連総会では、世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない現状を踏まえ、2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」と定めて多様性保全に国際社会が連携して取り組むとする内容の決議の採択を日本政府が提案する予定です。

このように世界をあげて生物多様性の損失を食い止めるための取り組みを進める時期に、わが国において今までの河川行政の大きな転換点となる治水と両立した先駆的な湿地生態系の保全・再生事業が行われようとしている渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録される意義は極めて大きく、また、地元自治体にとっても、地域の宝である渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録されて世界の宝となることは、環境の時代の地域振興に大きく貢献するものと期待されます。

また、小山市は、平成22年度からトキやコウノトリを指標動物として環境整備を行う「水辺環境エコロジカル・ネットワーク事業」を開始し、7月には小山市を含む27自治体が「コウノトリ・トキが舞う関東自治体ネットワーク」設立しましたが、それに先立って国により進められていた「南関東エコロジカル・ネットワーク形成プロジェクト」の調査報告書では、渡良瀬遊水地がコウノトリの生息環境として極めて重要な拠点であることが報告されており、渡良瀬遊水地とその周辺地域を将来コウノトリが生息する環境に改善していく上で、渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録はその大きな

推進力となり、コウノトリが舞うラムサール条約湿地が実現した暁には農産物のブランド化等大きな経済効果も期待でき、渡良瀬遊水地を地域振興の大きな核とすることが可能となります。

既に、国土交通省が渡良瀬遊水地のラムサール条約登録に前向きな姿勢を示しており、今後も国土交通省がラムサール条約湿地に登録された後の渡良瀬遊水地を渡良瀬遊水地湿地保全再生・基本計画に基づいて管理をしていくことになれば、ラムサール条約湿地に登録されることによって治水に支障が生ずるといような懸念は完全に解消されます。生物多様性の重要性の認識が社会に広く浸透すればするほどに、生物多様性の宝庫である渡良瀬遊水地の価値が再評価されていく正にこの時期を逃さず、ラムサール条約事務局への渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録進達を要望する意見書をご採択いただき、内閣総理大臣、環境大臣、国土交通大臣に提出いただきますよう陳情致します。

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する意見書（案）

平成19年11月に策定されたわが国の「第三次生物多様性国家戦略」では、平成24年に開催されるラムサール条約第11回締約国会議（COP11）までにラムサール条約湿地10か所の新規登録が目標とされました。平成20年に開催されたラムサールCOP10で4か所登録されましたので、COP11までに少なくとも6か所が新規登録されることとなります。平成22年3月に策定された「生物多様性国家戦略2010」にもその旨明記されています。

環境省は、ラムサール条約湿地候補地検討会を設置して、ラムサール条約湿地の潜在候補地の選定作業を進めておりましたが、平成22年8月24日に開催された最終検討会において、ラムサール条約湿地の潜在候補地として全国192か所の湿地が選定され、9月に環境省より正式に公表されます。この潜在候補地の中からCOP11までに登録するための具体的な候補地が絞り込まれ、最終的に少なくとも6か所の候補地について登録手続が行われることとなります。

今般、ラムサール条約湿地候補地検討会によって、渡良瀬遊水地がこの192か所の潜在候補地の一つに選定されました。渡良瀬遊水地は、栃木、茨城、群馬、埼玉の4県にまたがり、小山市はじめ、栃木市、野木町、古河市、板倉町、加須市の4市2町に所在する日本最大の遊水地です。本州以南最大のヨシ原を擁する関東地方を代表する低層湿原で、トネハナヤスリ、タチスミレ等環境省レッドリスト掲載種約50種を含む700種の植物や昆虫、鳥類の数多くの絶滅危惧種が生息し、チュウヒをはじめとする猛禽類の日本有数の越冬地で、また、8月下旬から9月上旬にかけては南方に渡るツバメ類が10万羽も飛来するという、日本を代表する生物多様性のホットスポットの一つです。

渡良瀬遊水地については、国土交通省利根川上流河川事務所が設置した渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会が平成22年3月に渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画を策定しており、今後、遊水地本来の機能である治水と生物多様性に恵まれた湿地生態系の保全・再生を両立させたモデル事業が実施され、ラムサール条約の目指す湿地の賢明な利用が実現されていくこととなります。

平成22年10月には名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）が開催され、生物多様性の損失を食い止めるための緊急行動や戦略、数値目標を定めたポスト2010年目標が採択されることが予定されています。このCBD-COP10を前に9月の国連総会では、世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない現状を踏まえ、2020年までの10年間で「国連生物多様性の10年」と定めて多様性保全に国際社会が連携して取り組むとする内容の決議の採択を日本政府が提案する予定です。

このように世界をあげて生物多様性の損失を食い止めるための取り組みを進める時期に、わが国において今までの河川行政の大きな転換点となる治水と両立した先駆的な湿地生態系の保全・再生事業が行われようとしている渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録される意義は極めて大きく、また、地元自治体にとっても、地域の宝である渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録されて世界の宝となることは、環境の時代の地域振興に大きく貢献するものと期待されます。

以上の趣旨をご理解いただき、下記の事項を実施されることを要望します。

記

渡良瀬遊水地を、平成24年に開催されるラムサール条約第11回締約国会議までにラムサール条約湿地に登録するため、ラムサール条約事務局へ登録進達の手続を取ること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 月 日

栃木県小山市議会

○意見書提出先

内閣総理大臣宛

環境大臣宛

国土交通大臣宛

議第8号

平成22年9月28日

小山市議会

議長 石 渡 丈 夫 殿

総務常任委員会

委員長 浅 野 和 朋

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する意見書案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、小山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する意見書

平成19年11月に策定されたわが国の「第三次生物多様性国家戦略」では、平成24年に開催されるラムサール条約第11回締約国会議（COP11）までにラムサール条約湿地10か所の新規登録が目標とされました。平成20年に開催されたラムサールCOP10で4か所登録されましたので、COP11までに少なくとも6か所が新規登録されることとなります。平成22年3月に策定された「生物多様性国家戦略2010」にもその旨明記されています。

環境省は、ラムサール条約湿地候補地検討会を設置して、ラムサール条約湿地の潜在候補地の選定作業を進めておりましたが、平成22年8月24日に開催された最終検討会において、ラムサール条約湿地の潜在候補地として全国192か所の湿地が選定され、9月に環境省より正式に公表されます。この潜在候補地の中からCOP11までに登録するための具体的な候補地が絞り込まれ、最終的に少なくとも6か所の候補地について登録手続が行われることとなります。

今般、ラムサール条約湿地候補地検討会によって、渡良瀬遊水地がこの192か所の潜在候補地の一つに選定されました。渡良瀬遊水地は、栃木、茨城、群馬、埼玉の4県にまたがり、小山市はじめ、栃木市、野木町、古河市、板倉町、加須市の4市2町に所在する日本最大の遊水地です。本州以南最大のヨシ原を擁する関東地方を代表する低層湿地で、トネハナヤスリ、タチスミレ等環境省レッドリスト掲載種約50種を含む700種の植物や昆虫、鳥類の数多くの絶滅危惧種が生息し、チュウヒをはじめとする猛禽類の日本有数の越冬地で、また、8月下旬から9月上旬にかけては南方に渡るツバメ類が10万羽も飛来するという、日本を代表する生物多様性のホットスポットの一つです。

渡良瀬遊水地については、国土交通省利根川上流河川事務所が設置した渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会が平成22年3月に渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画を策定しており、今後、遊水地本来の機能である治水と生物多様性に恵まれた湿地生態系の保全・再生を両立させたモデル事業が実施され、ラムサール条約の目指す湿地の賢明な利用が実現されていくこととなります。

平成22年10月には名古屋で生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）が開催され、生物多様性の損失を食い止めるための緊急行動や戦略、数値目標を定めたポスト2010年目標が採択されることが予定されています。このCBD-COP10を前に9月の国連総会では、世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない現状を踏まえ、2020年までの10年間で「国連生物多様性の10年」と定めて多様性保全に国際社会が連携して取り組むとする内容の決議の採択を日本政府が提案する予定です。

このように世界をあげて生物多様性の損失を食い止めるための取り組みを進める時期に、わが国において今までの河川行政の大きな転換点となる治水と両立した先駆的な湿地生態系の保全・再生事業が行われようとしている渡良瀬遊水地がラムサール条約湿地に登録される意義は極めて大きく、また、地元自治体にとっても、地域の宝である渡良瀬遊水地がラムサール条約に登録されて世界の宝となることは、環境の時代の地域振興に大きく貢献するものと期待されます。

以上の趣旨をご理解いただき、下記の事項を実施されることを要望します。

記

渡良瀬遊水地を、平成24年に開催されるラムサール条約第11回締約国会議までにラムサール条約湿地に登録するため、ラムサール条約事務局へ登録進達の手続を取ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月28日

栃木県小山市議会

○意見書提出先 内閣総理大臣
国土交通大臣
環境大臣 　　あて

小議第114号
平成22年9月29日

陳情者

小山市神鳥谷1丁目6番19号
渡良瀬遊水池をラムサール条約
登録地にする会
代表 楠 通昭 様

小山市議会

議長 石 渡 丈 夫



陳情の審議結果について（通知）

平成22年8月25日付けで提出された下記の陳情は、平成22年第3回
小山市議会定例会において、採択となりましたので通知します。

記

陳情第22-4号

件 名 渡良瀬遊水地のラムサール条約湿地登録に関する
陳情書